

議案第15号

杉並区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和3年2月9日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
杉並区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年杉並区条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中「15,000円」を「17,000円」に、「13,000円」を「15,000円」に、「12,000円」を「14,000円」に、「11,000円」を「13,000円」に改め、同表備考1中「7,500円」を「8,500円」に、「6,500円」を「7,500円」に改め、同表備考2中「6,000円」を「7,000円」に、「5,500円」を「6,500円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を公示され、又は告示される選挙及び投票について適用し、同日前にその期日を公示され、又は告示される選挙及び投票については、なお従前の例による。

（提案理由）

選挙長等の報酬の額を改定する必要がある。